

第3章 現状の課題と基本方針

すべての人は、一人一人がかけがえのない存在であり、その人権は、等しく尊重されなければなりません。このために人権教育・啓発の推進を図ることは行政の責務であり、生涯学習の重要な課題として差別や偏見のない、明るい社会の実現をめざして進める必要があります。

持続可能な社会の実現をめざす時代に生きるにふさわしい人権感覚の普及・高揚を図り、一人一人の人権を尊重するまちづくりのため、さまざまな場を通して人権教育・啓発の計画的で効果的な推進に努めます。

I さまざまな人権課題についての啓発の推進

現状と課題

胎内市では、2006年（平成18年）に「胎内市人権教育・啓発推進計画」を策定し、「差別や偏見のない人権が尊重される明るい社会をめざして」を基本理念に、さまざまな差別意識の解消に向けた教育や啓発に取り組んできました。

2020年（令和2年）度を実施した「市民意識調査」では、「人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか。」という問いに対して、「かなり関心がある」「少し関心がある」と答えた方は68.1%となっており、人権問題についての理解や認識が市民に定着しつつあるものの、「あまり関心がない」や「まったく関心がない」と答えた人の割合が30.1%となっており、より一層、人権啓発活動が重要です。

胎内市においても、講演会や人権パネル展の開催、また、日常生活の中にある人権課題を題材にした内容を市報に掲載し、啓発活動を実施しています。2016年（平成28年）に施行された人権三法（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」）で啓発を行うよう明記されており、今後も、市民一人一人があらゆる人権問題に関心を持ち、自分の問題として取り組むよう啓発活動をより一層充実していくことが重要です。

施策の推進

市民一人一人が、人権問題に関心を持ち、学校、家庭、地域、職場等あらゆる機会を通じて、人権啓発活動をより一層充実していくことが重要です。

II 人権教育の充実と意識の高揚

現状と課題

人権教育の充実にあたっては、小中学校において人権感覚を養い、人権意識の高揚に取り組んでいますが、学校を卒業すると人権問題について考える場が少なくなってしまうことから、関心が薄くならないように生涯学習や職場等での啓発が大切になってきます。人権尊重意識を高揚させていくことが今後の人権教育の課題といえます。

施策の推進

一人一人が、人権尊重の理念を正しく理解し、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育てていくための教育（研修）をとおして人権感覚を磨き、育てていきます。

III 相談体制の充実

現状と課題

人権問題に関わる相談は、生活相談、教育相談、医療相談、福祉相談を含んでいることから、関係機関との緊密な連携、協力を図り、迅速な対応ができるように今後ますます相談体制の充実を図っていくことが重要です。

施策の推進

国・県・関係行政機関や民間団体、企業等と連携を強化し、相談窓口の周知と充実に努めます。

IV 推進体制の整備及び管理

1 計画の推進

本計画は、学校や職場、家庭や地域において、あらゆる機会を通して人権教育・啓発が行われることで、人権尊重の理念が、人々の思考や行動の価値基準として人間関係の基本となる人権のまちづくりが普遍的なものになることを目的とします。

また、持続可能なまちづくりをするために「人権」をキーワードに、多様な価値観

があることを認め合う存在として、一人一人を尊重することを基本とします。

そこで、計画の推進にあたっては、2000（平成12）年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」では、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」としています。

胎内市では、同法の趣旨を踏まえ、人権課題をより広く、より深く考えるため人権教育・啓発を推進し、具体的に施策をさまざまな場につなげていくよう取り組みます。

施策の方向

（1）人権教育・啓発の主体と取組

○市役所（行政）がすべきこと

関係団体や近隣自治体との連携、各種施策の実施と職員研修による人材育成など

○家庭（家庭教育）ができること

子どもの人権尊重教育と保護者自身の偏見・差別の根絶など

○地域（社会教育）ができること

地域団体等による地域の実情に合わせた啓発活動の実施など

○保育園・認定こども園ができること

園児への人権教育と保育士等に対する人権教育など

○学校（小・中・高校等）ができること

児童・生徒への人権教育と教職員に対する人権教育など

○事業所・職場等ができること

人権が尊重される職場づくりと職場内研修や相談体制の整備など

○福祉施設や保健・医療施設ができること

実践に即した人権研修、学習の継続的な実施など

（2）推進体制

○「胎内市人権教育・啓発推進委員会」

本計画の施策が推進されているかという点について定期的にフォローアップをしていくため、施策の方向に基づき「胎内市人権教育・啓発推進委員会」において進行管理を行います。

○「胎内市人権教育、同和教育推進会議」

学校のみならず、胎内市全体における人権教育、同和教育を推進しています。この会議において総務課、学校教育課、生涯学習課の3課が連携し、特定の人々や団体だけでなく、これまで人権問題に関心のなかった人にも教育・啓発事業に参加できるよう検討していきます。